

原告 準備書面 3 (控訴審)

平成 22 年 1 月 20 日提出

株式会社セントラルマーケット 被控訴人第一準備書面 平成 22 年 1 月 15 日提出に対する書面。

静岡地方裁判所民事第 1 部合議係 御中

第 1 被控訴人第一準備書面、「第 1 1 及び 2 被告の主張」に対し、以下のとおり反論する。

1. 控訴人第一準備書面の下から 4 行目に被控訴人は、『この通話内容については、平成 20 年 1 月 10 日に話している事であり、被控訴人が保障した 2 万クリック保障については、あくまで無償サービスとしての提供を保障したものであり、契約内容として保障した覚えは一切ないと事を確認した。』と主張をおこなっているが、これを否認する。

言っている意味が、全く意味不明である。

被控訴人の第一準備書面 (平成 22 年 1 月 15 日) 第 1 1 見解は、被控訴人の顧問弁護士

佐藤総合法律事務所

住所 〒1070-062 東京都港区南青山 3 丁目 1 3 - 1 8

電話 03-5770-8282

FAX 03-5770-8283

の法律の見解か？それとも被控訴人の個人的見解か？

控訴人は弁護士を通して、契約内容に当たるとの日本国憲法上の見解を貰っているから起訴を行っている。

2. 控訴人第一準備書面2ページ目の上から1行目に被控訴人は、『平成20年11月6日付け「U-side 広告枠登録申請書」(乙第3号証)記載のとおり、申し込み後のキャンセルはできないことを理解した上で、控訴人は申込をおこなったものであること、被控訴人は控訴人が本内容を理解していただいている事を前提に、契約を受け付けたものである事はあきらかであり、平成21年6月9日付け被告第二準備書面記載のとおり、契約は既に成立済みである。このことから、被控訴人が保障した2万クリック保障については、控訴人からの要求による、あくまでもサービスとして控訴人に対して話をしている内容であることは明らかである。』と主張をおこなっているが、これを否認する。

被控訴人の第一準備書面(平成22年1月15日)第12上記見解は、被控訴人の顧問弁護士佐藤総合法律事務所の法律の見解か?それとも被控訴人の個人的見解か?

控訴人は弁護士を通して、2万クリック(甲2)と平成20年11月6日付け「U-side 広告枠登録申請書」(乙3)の時系列条件を示し、契約内容に当たるとの日本国憲法上の見解を貰っているから起訴を行っている。

3. 控訴人第一準備書面2ページ目の上から10行目に被控訴人は、『なお、被控訴人は、通常契約時に特例のサービスをつける場合は、登録申請書ないに記載する事を義務付けており、本件は記載されていない事により、契約後のサービスであることは言うまでもない。』と主張をおこなっているが、これを否認する。

被控訴人の第一準備書面(平成22年1月15日)第12上から10行目の上記見解は、被控訴人の顧問弁護士佐藤総合法律事務所の法律の見解か?それとも被控訴人の個人的見解か?

控訴人は弁護士を通して、契約内容に当たるとの日本国憲法上の見解を貰っているから起訴を行っている。

4. 控訴人第一準備書面2ページ目の第13に被控訴人は、『「U-side」のユーザーはあたかもクリックすることが目的であるかのごとく主張しているが、「U-side」の登録会員数は、原告の登録月である平成20年11月待つ時点において、94,059人である。また、「HighStage」へ登録済みかつ、「U-side」を閲覧している会員数は、17,614人である。したがって、「HighStage」登録者で「U-side」を閲覧している会員数は、17,614人である。(乙第8号証)このことから、「U-side」の会員数のうち、控訴人の主張する購入に繋がる可能性が少ないユーザーは、全体の18.7%であり、残りの81.3%は、「U-side」のみの会員であり、有効な会員であることは

容易に証明できるのである。』と主張をおこなっているが、これを否認する。

最初に余談だが、HighStageでは無く、現在はHiStage（ハイステージ）だろ？
自社サービスの名前位覚えたらどうだ？ みっともない。

本題に入るが、被控訴人が提出期限を遥かに越え、時間をかけて一生懸命考えた言訳（乙8）が、この程度か？ 被控訴人から来る答弁を何パターンか想定していたが、一番ありえない見ても無い回答パターンであった。

正直、失笑すらしなかった。

被告は、裁判中に『アクセス解析出しますよ』と、自らが主張を行った。その心理は、大凡見当はできる。

その被告心理とは、控訴人が裁判官に対して「U-sideの原告広告をクリックするのは、99%以上ハイステージのポイント稼ぎユーザー」だと主張した後に、被控訴人がアクセス解析の提出を申し出たと記憶している。この際、被控訴人はU-side会員数は8万人以上居るとも主張している。

被控訴人の心理では、『U-sideの会員登録者が8万人以上居るから、控訴人広告をクリックしている人は、ハイステージ以外のユーザーが1%以上は居るはずだ！居た場合は、控訴人を偽証で訴えてやろう。』と言う企みだろう。

しかし、今回被控訴人はアクセス解析を提出できなかった。

提出できなかった理由は単純明快。控訴人の主張している通りの状態であったからに他ならない。

被控訴人の主張、控訴人第一準備書面2ページ目の第13を否認し、その事を反論及び立証するには以下a～dで可能。

a . U-side 会員登録者は、何処から来ているのか？

そもそも、U-sideの会員登録が、何処から来ているかと言う事が、重要になる。何故なら、**U-side に登録する動機が把握できるからである。**

U-side 会員登録が、何処を通して来ているかと言うと、「HiStage」の無料会員登録を行うとポイントを貰えるコーナーである（甲37 1枚目の左上赤枠内）。

甲37のバナー（甲37の3ページ目 赤枠）をクリックすると、U-sideのトップページ（甲20）に移動する。

なお、現在はU-sideの会員登録数（意味の無い数字上の数）が十分な数になった為、会員登録を行ってもポイントは与えていない模様。

b . U-side 会員登録者は、 94,059 人である。

ここでポイントとなるのは、被控訴人の **U-side 会員登録者** と言う表記である。

この会員登録数は、過去から現在におけるまでのメールアドレス等の登録数であると推測できる。したがって、94,059 個のメールアドレスにメールを送っても、そのメールアドレスが使われていなく宛先不明で配信不可となる件数が相当数ある事は、容易に想像できる。会員登録メールアドレスで、現在送信できるメールアドレス数と言う概念だけで考えても、被控訴人の主張数よりも相当少ない。

しかも、登録回数に規定が無いので、同一人物が何度も違うメールアドレスで登録している事も十分考えられる。

そして、最も重要なのは、各企業が会員を募集する理由には、2つ有ると言う事だ。

- ・ 会員登録をして頂き、登録してきた人材を活用したい場合。
- ・ 自身を周囲に対して大きく見せ、安心させる為に会員登録数の数を稼ぎたい場合。

人材派遣会社の会員登録などは、会員登録数を多く見せて提携先を安心させたいとの思惑もあるだろうが、基本的には人材を活用したいから会員登録を求める。

しかし、会員登録をさせる Web サイトを間違えると、人材として活用できない人間ばかりの会員登録者だけ増える事となる。ハイステージは、その典型例で派遣社員を純粹に求める場合は、使えない Web サイトとなる。

U-side は、全く無駄な会員登録数を多数集めて自己を大きく見せ、相手（本件の場合、広告を出稿させる企業）を欺く為。U-side は、その典型的な Web サイト。

c . HighStage 会員登録をし、且つ U-side 会員登録者は、 17,614 人である。

U-side とハイステージには、会員登録動機には決定的な違いがある。それは、

- ・ U-sideハイステージからのポイントを得る為に**活用しないが会員登録する。**
- ・ ハイステージポイントを得てお小遣いを稼ぐ為に**活用する為に会員登録する。**

インターネットユーザーが使用するメールアドレスは、大きく分けて2種類ある。

- ・ 自身が連絡事項に必要とし、活用しているメールアドレス。
- ・ 自身が連絡事項として重要でない場合でも、登録などでメールアドレスが必要な時に使用

するメールアドレス。

上記の2つに分けられる。

ハイステージの会員登録は、自身が積極的に活用する為に会員登録を行う為に、ハイステージからの連絡事項を漏らさない様に、通常使用しているメールアドレスを会員登録時に使用する事が多い。

しかし、ハイステージユーザーとなって、ポイント稼ぎに精を出していると、ハイステージがポイントを換金しない詐欺サイトだと気付く時が来る。その時に、会員登録をしたままだと必要も無くなったハイステージからのメールが来続ける事になる。非情に迷惑なメールでしかない。だから、メール配信を停止する為に、ハイステージから退会する事になる。

ハイステージの退会については、甲15の書込み番号247,298や甲16を見ても把握できる。

一方、U-side 会員登録は、最初から活用するサイトでは無い。ポイントを得る為に、盲目的に会員登録を行うだけのサイト。

活用もしない、要らないメールを毎回送られていては、自身の使用しているメールアドレスに、要らないメールばかり送られて来る事になる。

そこで、インターネットユーザーは、その様な自身に必要な無い内容が送られてくるメールアドレスが必要な場合は、インターネットサービスの中で無料で貰えるメールアドレスを、自身に必要な無い場所への登録用に使用するのが常識。

上記の様なメールアドレスを、「捨てメールアドレス」と言う。通称では「捨てアド」と呼ばれる。通称が有る程、インターネット活用では一般的な常識。

この捨てメールアドレスは、元々最初から見事無い、必要が無いメールを送りつけさせる所なので、何が配信されているのかも全く見ていない為、U-side 会員を退会する必要も無い。また、ハイステージユーザーにとって、ポイント稼ぎの為に盲目的に登録しただけなので、今更何処に会員登録していたのかも覚えてはいないレベルの扱い。

よって、「U-side」会員登録は退会せず「HiStage」会員は退会する為、ユーザー登録者数に差が発生してくる。

また、全く見ないメールアドレスなので、U-side から配信される情報を見る事も無い。U-side 会員登録メールアドレスにメールを送っても、宣伝効果は全く無いと言う事。

上記に異議を申し出るのならば、アクセス解析を提出してハイステージからの広告クリック以外のユーザーが、多数居ると言う証明をしる。

d . 控訴人の主張する購入に繋がる可能性が少ないユーザーは、全体の18.7%であり、残りの81.3%は、「U-side」のみの会員であり、有効な会員であることは容易に証明できるのである。

被控訴人自らが、アクセス解析を提出して立証を行うと証言したにも関わらず、何故このような不可解な証言をするのだ？

誰にも文句の言われない正確な証明をするのならば、被控訴人自らも提出すると証言した、既に電子書類として出来上がっているアクセス解析を提出すれば良いだけ。

控訴人 U-side 広告が、何処からの訪問者によってクリックされているかを閲覧できるアクセス解析を提出すれば良いだけだろ？

何故、乙8の様な何の証拠にもならない、中途半端な資料を新たに作る必要があったのだ？

被控訴人が、既にデータが有るアクセス解析を出さずと言って出せない理由は1つしかない。

控訴人主張通り、**控訴人 U-side 広告をクリックしているのは、99%以上ハイステージユーザーで有ると被控訴人が確認できた為。**

被控訴人は、裁判中にアクセス解析を提出すると言っているにも拘らず、提出を行わなかった。これは、**2つ目の偽証となる。控訴人は、無論刑事告訴を行う。**

裁判所に釈明権及び釈明処分の行使を求める。

被控訴人側へ事実の認否と釈明（再度の反論）及び証拠提出を求める。

裁判所に釈明権及び釈明処分の行使を求める理由及び被控訴人側へ事実の認否と釈明（再度の反論） 証拠提出等を求める理由。

平成22年1月15日、被告から被控訴人第一準備書面が発送された。

しかし、被控訴人の回答は法的な根拠、確実に証明できる証拠も全く無く、

- ・ 被控訴人自らが提出する証言した、アクセス解析の提出まで証拠隠しの為提出を拒んだ。
- ・ 争点を逸らすだけの法的根拠の無い主張を繰り返すのみ。

被控訴人の反論については、控訴人は被控訴人の悪質極まりないハイステージを使用した広告クリックを行っているなど解析済みであるにもかかわらず、被控訴人側から更に同じ見間違いな

反論を繰返されては、何の為に解析を行ってきたのかも分からない。

被控訴人は、常に矛盾だらけの一般論にもならない反論を終始し、本請求事件に関する事実問題を言及せずデータによる否認もしていない。このままであれば、「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。裁判進行上の過程で重要な事実関係であるこの事実の被控訴人側の否認とその上に立つ被控訴人側の再反論、釈明を求める。同時に、裁判所に釈明権及び釈明処分 of 行使を求める。

事実関係の認否及び釈明、証拠提出を求める項目

平成21年11月6日の裁判上で被控訴人がアクセス解析を提出すると言ったにも関わらず提出しなかった件、また、毎度同様の主張を繰返して来た被控訴人第一準備書面について、控訴人指摘に関する再反論及び釈明、証拠提出を求める。

なお、釈明権及び釈明処分の行使を求める内容は、準備書面3(控訴審)の内容も合わせて行う。

その理由は、被控訴人が毎度同じ内容を繰返し、本準備書面3(控訴審)もその内容について提出する物だからである。

1. 被控訴人は、裁判中にアクセス解析を提出すると自らが申し出たにも関わらず、アクセス解析を提出してこなかった。

控訴人がアクセス解析を請求した理由は、U-side 広告をクリックしているのは、ハイステージユーザーだと言う控訴人見解を立証させる為の証拠提出。

被控訴人も、この事は十分承知している。しかし、被控訴人は自らが提出すると証言したアクセス解析を提出してこなかった。

被控訴人が、アクセス解析を提出しなかった理由は、ただ一つ。

控訴人が、U-side 広告をクリックしているのは、99%以上はハイステージユーザーであると証言した事に対し、被控訴人は実際にはもう少し普通のユーザーが広告をクリックしているだろうと思っていた。

しかし、現実に控訴人広告をクリックしているのが、ハイステージユーザーだと被控訴人自身がアクセス解析で確認できた為に、提出する事もできなくなってしまった。

そして、被告第一準備書面第13の見苦しい見解を出してきたのは、察する事は容易い。その見苦しい被告第一準備書面第13は、本準備書面3(控訴審)第14a~dで反論済。

どちらの証言が正しいかは、アクセス解析を見れば、一目瞭然で判断ができる。

控訴人は、既にアクセス解析等の証明に必要な書類の文書提出命令を提出しており、平成21年11月6日にも裁判官に対して、アクセス解析の文書提出命令を出す様に嘆願済みである。

しかし、被控訴人がアクセス解析を提出すると言った事から、命令は出されなかった。

正直、被控訴人がまともなアクセス解析を出す事は100%無いと、あの時点で予測していたが、その時は裁判官の意思を汲取らせて頂いた。

しかし、控訴人の予測通り被控訴人からは、中途半端なアクセス解析どころかアクセス解析自体、全く提出されなかった。

控訴人は、**アクセス解析の文書提出命令を、絶対に取り下げの気はない。今後の裁判進行に非常に影響する証拠である。**

アクセス解析は、サーバー会社でも1年間しか保存しない。その1年の期日はもう来ている。これ以上、アクセス解析の提出を延ばされる事は絶対にあってはならない。

前回の裁判でも、裁判官が被控訴人に対してハイステージに控訴人 U-side 広告を載せていたのかと問うた際に、被控訴人は『その様な証拠は有るのですか？証拠を出して頂かないと・・・』と押し問答になっていた事からも、今後の裁判で証拠が無いと言い出すのは明白である。

そこで、裁判官に下記の事を求める。**下記は、全て意味のある条件なので、条件を譲歩する気は一切無いものとします。**

- ・ 控訴人が提出済みのアクセス解析等の文書提出命令を行使する。
- ・ 文書提出命令によって提出命令が出たアクセス解析等の要求データは、控訴人の手元に平成22年1月29日（必着）までに控訴人に直接提出する。
- ・ 被控訴人から提出されるアクセス解析等に不備がある場合は、内容証明にて不足分を請求する。その内容証明発行日から実質7日以内（必着）に、控訴人へ不足となっているアクセス解析等データを直接再提出する事。
- ・ なお、アクセス解析等の請求資料が提出されなかった場合及び、不足資料を内容証明で請求しなおしたにも関わらず、再度不足内容を送りつけた場合は、U-side 広告をクリックしているのは、ハイステージユーザーしか居ない為に証拠提出を拒んでいるとの「擬制自由である」との裁判所の判断を求める。

2．控訴人第一準備書面の下から4行目に被控訴人は、『この通話内容（甲2）については、平成20年11月10日に話している事であり、被控訴人が保障した2万クリック保障については、あくまで無償サービスとしての提供を保障したものであり、契約内容として保障した覚えは一切ないと事を確認した。』と主張をおこなっているが、これを否認する。

以前から、被控訴人は甲2内容について契約に当たらないとの主張を繰り返している。

被控訴人の主張は、顧問弁護士の佐藤総合法律事務所の見解か？それとも被控訴人がそう思いたいのか？ 下記2点について答えよ。

- ・ 誰が、法的に契約内容に当たらないと見解を出したのか答えよ。
- ・ **日本国憲法の第何条 何項のどの部分により契約に当たらないのか、説明をせよ。**

控訴人は弁護士を通して、契約内容に当たるとの日本国憲法上の見解を貰っているから起訴を行っている。

被控訴人は、今まで控訴人が甲2内容が契約に当たらない法的根拠を求めているが、一切答える事も無く、同じ主張を繰返しているだけである。

被控訴人の主張は法的根拠も無く、控訴人の追及に対して論理的な主張や、データや証拠での立証ができない為に、裁判の進行を妨げる為にはぐらかす回答をしている事は明白。

このままであれば、甲2は契約内容として法的に保障される内容だと被控訴人が認識しているが認めたくないだけであると言う「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。

3. 控訴人第一準備書面2ページ目の上から1行目に被控訴人は、『平成20年11月6日付け「U-side 広告枠登録申請書」(乙第3号証)記載のとおり、申し込み後のキャンセルはできないことを理解した上で、控訴人は申込をおこなったものであること、被控訴人は控訴人が本内容を理解していただいている事を前提に、契約を受け付けたものである事はあきらかであり、平成21年6月9日付け被告第二準備書面記載のとおり、契約は既に成立済みである。このことから、被控訴人が保障した2万クリック保障については、控訴人からの要求による、あくまでもサービスとして控訴人に対して話をしている内容であることは明らかである。』と主張をおこなっているが、これを否認する。

被控訴人の主張は、顧問弁護士の佐藤総合法律事務所の見解か？それとも被控訴人がそう思いたいのか？ 下記2点について答えよ。

- ・ 誰が、法的に契約内容に当たらないと見解を出したのか答えよ。
- ・ **日本国憲法の第何条 何項のどの部分により契約に当たらないのか、説明をせよ。**

控訴人は弁護士を通して、2万クリック(甲2)と平成20年11月6日付け「U-side 広告枠登録申請書」(乙3)時系列条件を示し、甲2が法的に契約内容に当たるとの日本国憲法上の見解を貰っているから起訴を行っている。

被控訴人は、今まで控訴人が甲2内容が契約に当たらない法的根拠を求めているが、一切答える事も無く、同じ主張を繰返しているだけである。

被控訴人の主張は法的根拠も無く、控訴人の追及に対して論理的な主張や、データや証拠での立証ができない為に、裁判の進行を妨げる為にはぐらかす回答をしている事は明白。

このままであれば、甲2は契約内容として法的に保障される内容だと被控訴人が認識しているが認めたくないだけである「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。

4. 控訴人第一準備書面2ページ目の上から10行目に被控訴人は、『なお、被控訴人は、通常契約時に特例のサービスをつける場合は、登録申請書ないに記載する事を義務付けており、本件は記載されていない事により、契約後のサービスであることは言うまでもない。』と主張をおこなっているが、これを否認する。

被控訴人の第一準備書面（平成22年1月15日）第12上から10行目の上記見解は、被控訴人の顧問弁護士 佐藤総合法律事務所の法律の見解か？それとも被控訴人の個人的見解か？

- ・ 誰が、法的に契約内容に当たらないと見解を出したのか答えよ。
- ・ **日本国憲法の第何条 何項のどの部分により契約に当たらないのか、説明をせよ。**

控訴人は弁護士を通して、契約内容に当たるとの日本国憲法上の見解を貰っているから起訴を行っている。

被控訴人は、今まで控訴人が甲2内容が契約に当たらない法的根拠を求めているが、一切答える事も無く、同じ主張を繰返しているだけである。

被控訴人の主張は法的根拠も無く、控訴人の追及に対して論理的な主張や、データや証拠での立証ができない為に、裁判の進行を妨げる為にはぐらかす回答をしている事は明白。

このままであれば、甲2は契約内容として法的に保障される内容だと被控訴人が認識しているが認めたくないだけである「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。

被控訴人の主張、被控訴人第一準備書面等に関する事実関係の釈明及び、証拠提出を求める

- ・ **本準備書面（3）の事実確認及び釈明、証拠提出を求める。**
- ・ **平成21年10月16日提出の控訴の理由書で求めた、事実確認及び釈明、証拠提出を求める。**
- ・ **平成21年11月6日提出の準備書面（1）で求めた、事実確認及び釈明、証拠提出を求める。**

、 に関して釈明権及び釈明処分、民事訴訟法第220条により証拠提出の行使を求める。
また、民事訴訟法第221条により事実関係の認否及び釈明、証拠提出を求める項目 1に記載した下記条件での文書提出命令の行使を求める。

- ・ 控訴人が提出済みのアクセス解析等の文書提出命令行使を行使する。
- ・ 文書提出命令によって提出命令が出たアクセス解析等の要求データは、控訴人の手元に平成22年1月29日（必着）までに控訴人に直接提出する。
- ・ 被控訴人から提出されるアクセス解析等に不備がある場合は、内容証明にて不足分を請求する。その内容証明発効日から実質7日以内（必着）に、控訴人へ不足となっているアクセス解析等データを直接再提出する事。
- ・ なお、アクセス解析等の請求資料が提出されなかった場合、不足資料を内容証明で請求しなおしたにも関わらず、再度不足内容を送りつけた場合は、U-side 広告をクリックしているのは、ハイステージユーザーしか居ない為に証拠提出を拒んでいるとの「擬制自白である」との裁判所の判断を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲第37号証 ハイステージユーザーが、U-side 会員登録
ハイステージユーザーが、ポイントを得る為に U-Side 会員登録を行っている証拠。

添 付 書 類

- 1 証拠説明書

以上